

原告団が大分地裁判決に関し声明を発売

2024年3月13日（広島）

13日伊方原発運転差止広島裁判原告団は、7日言い渡された大分地裁判決（武智舞子裁判長）に関する声明を発売した。

7日大分地裁は、四国電力伊方原発運転差止を提訴した大分県民569名に対して訴えを却下したが、広島裁判原告団声明はこの判決に関したものだ。なお、同3号機に関しては、松山、広島、山口でも同種提訴が行われているが、同判決は本案訴訟（本訴）としては最初のもの。

声明はすでに[広島裁判ウェブサイト](#)に掲載されているが、1【司法判断の枠組み1】、2【司法判断の枠組み2】、3【三次元地下構造探査問題】、4【地質境界としての中央構造線の活断層問題】、5【火山事象による立地不適問題】①<社会通念論>②<マグマ溜まり問題>、⑥【結語】で構成され、大分地裁判決を厳しく批判し、「福島原発事故以降、原発裁判において「人格権を護ろう」と真剣に調べ、確かに裁判官が自分の頭で考えたと評価できる判例は十指を数える（うち市民側勝訴の判決・決定は8例）。私たち伊方原発広島裁判原告団はそんな裁判官との邂逅を楽しみに、日本から原発がなくなるその日まで戦い抜く所存である、と結んでいる。

（了）

（なお声明文は本プレスリリースにも添付）

伊方原発広島裁判原告団事務局  
〒731-0232 広島市安佐北区亀山南 2-26-11  
URL: <https://saiban.hiroshima-net.org>  
プレス担当：網野沙羅または哲野イサク